

# 令和2年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和2年6月4日

番 号	請 願 第 4 号	受理年月日	令和2年5月25日
件 名	安城市自治基本条例の再検証を求める請願		
提 出 者	森 三 長		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>議会、議員に関して、現行の安城市自治基本条例を調べてみました。</p> <p>第4章は「議会」であり、また、この章以外の条文中には、「議会」が、11カ所に登場しています。ひるがえって「条例とは何か」考えてみたい。さまざまな説明がされています。条例とは、憲法94条により付与された自治立法権にもとづいて地方公共団体が自主的に制定する法規たる定めといえます。</p> <p>この条例制定権の範囲は、①当該自治体の事務に関するもの②法令の範囲内であること③憲法、特に人権保障に抵触しないことといえます。</p> <p>当市の自治基本条例が定める範囲は少なくとも①と②から外れています。</p> <p>よって、本条例は、条例とは見なせない、と言えるかもしれません。</p> <p>さて自治基本条例は通常、首長の市政方針として検討が始まるようです。そして、現行条例の中では、殆どの場合、首長および議会について規定されています。ここで首長と議会との関係は、議院内閣制ではなく、二元代表制に基づく、つまり首長（市長）と議会は原則として相互に独立し、夫々の職務を行うという建前になっています。</p> <p>ここで当市の自治基本条例を見ましょう。市長の要請で審議会が発足し検討し、その結果は市長に答申されます。その内容には条例の本来の姿なら組み込まれるのは不自然な「議会・議員」が組み込まれ特別な章立ても行われてきました。</p> <p>これでは、市長の配下にいる「議会」「議員」ではないかという錯覚すら覚えてしまうのが住民感覚ではないでしょうか。</p> <p>よって、少なくとも、第4章は削除すべきではないかと考えております。</p>		
	<p><b>請願事項</b></p> <p>議会においては「安城市自治基本条例」を「議会」「議員」問題に限らず、多面的に検証し、合法的かつ正しく機能する条例になるように発想転換し、品質改革の実行を求めます。</p>		